

# 飲食出店者注意事項

お菓子やパン、その他食品販売のご出店に関しましては、下記項目のご確認をお願いいたします。

## ① 菓子製造業許可証の提出

食品衛生法に基づき、食品を取り扱う出店者様には、その内容に基づく許可証のご提出をお願いしております。

お菓子やパンなどに関しましては、

A. ご自身で製造許可を取得され、製造している場合

B. レンタルキッチンなど、菓子製造許可を取得している場所を利用して製造している場合

のいずれかであれば、ご出店が可能です。

上記以外の方につきましては、如何なる場合でもご出店はいただけませんので予めご了承ください。

## ② PL 保険（生産物賠償責任保険）加入

内容をご存知ない方はまず[こちら](#)をご参照ください。

PL 保険につきましては、任意加入となりますが、下記の場合は当マーケットでの補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

来場者が、食事または販売されている菓子類を食べた後、食中毒を発症し入院。調査した結果、原因元の店舗が判明。

当マーケットでも開催における保険には加入しておりますが、上記の場合、保険会社には該店舗への求償権が与えられるため、個人での賠償責任が発生する可能性があります。その場合、主催側では関与できないため、個人での加入を強くお勧めしております。  
※ 他イベントにおきまして、保険料を含めて出店料を払っている場合も上記に該当します。

個人の加入に関しましては、年間の売上高に準じて保険金額が上下する仕組みとなっており、200万円の売上だった場合、保険金額は2万円程度と、安価に設定されております。主催者が保険に加入していない場合などでも、安心して参加できます。

当マーケットへの出店を希望される方につきましては、事務局にて加入のお手伝いが可能です。保険担当をご紹介しますので、お気軽にご相談ください。  
※ 特別な審査はありませんので、直近でも大丈夫です。

## ③ 出店申し込み期限

品川区への臨時出店の申請が必要となりますので、開催日のおよそ20日前を目処に、お申し込みをお願いいたします。